

高齢者の消費動向と雇用の現状

～豊かな消費を維持するには～

石橋 未来／溝端 幹雄／近藤 智也

要 約

本稿では、国内の個人消費を牽引する高齢者世帯の消費が、どのように決まるのかを他の年齢階級と比較することで明らかにする。また、主な収入が年金である高齢無職世帯の消費の特徴を捉え、年金の実質的な減額が消費抑制へつながるのかを確認したい。

勤労世帯と異なり、高齢無職世帯の消費は所得を大幅に上回っており、交際費やパック旅行等の選択的支出の割合が比較的多い。近年は勤労世帯が食費を切り詰めているのに対し、高齢無職世帯ではあまり変化がない。その原資は貯蓄取り崩しであり、資産を持つ高齢者世帯の割合は増加している。

定年退職後の長い高齢期（健康寿命と比較しても定年年齢は早期に設定されている）の消費については、低貯蓄・低収入世帯を除き、公的年金給付だけでなく、貯蓄取り崩しや就労によってヘッジしていくことが望ましいと思われる。そのため、特に高齢者の就労を促すには生産性に応じた雇用体系へ移行すべきであろう。

一方で、就労が困難な後期高齢者や低貯蓄・低収入世帯においては年金を重点的に給付するような制度のあり方が検討できよう。

目 次

- 1 章 はじめに
- 2 章 存在感増す高齢者世帯の消費
- 3 章 収入減は消費を抑制させるか
- 4 章 高齢者雇用
- 5 章 まとめ

1章 はじめに

本稿では、国内の個人消費を牽引する高齢者世帯の消費がどのように決まるのかを、他の年齢階級と比較することで明らかにする。また、主な収入が年金である高齢無職世帯の消費の特徴を捉え、年金の実質的な減額が消費抑制へつながるのかを確認したい。

以下の分析で明らかになるように、定年退職後の長い高齢期（健康寿命と比較しても定年年齢は早期に設定されている）の消費については、低貯蓄・低収入世帯を除き、公的年金給付だけでなく、貯蓄取り崩しや就労によってヘッジしていくことが望ましいと思われる。特に高齢者の就労を促すには、生産性に応じた雇用体系へ移行すべきだと考える。

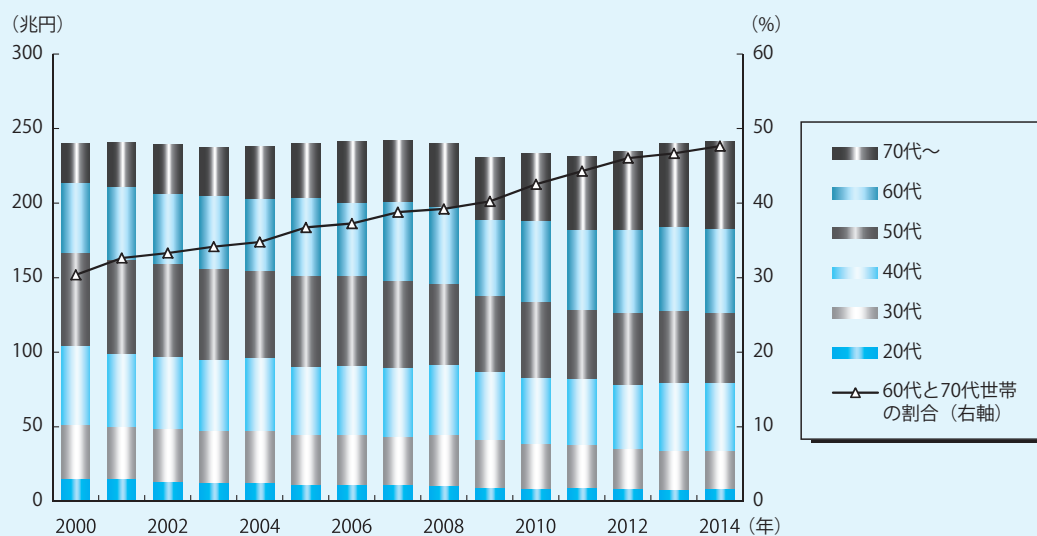
一方で、就労が困難な後期高齢者や低貯蓄・低収入世帯においては、年金を重点的に給付するような制度のあり方が検討できるだろう。

2章 存在感増す高齢者世帯の消費

超高齢社会にある日本では、総人口における高齢者の割合が増加するのに伴い、消費市場においても高齢者の存在感が増している。経済産業省の産業活動分析（平成24年1～3月期）「高齢者世帯の消費について」に倣い、「国民経済計算」の家計最終消費支出額（除く持ち家の帰属家賃）を当該年の「家計調査」の年齢階級別消費支出規模（一世帯当たりの消費支出額×世帯数分布）の比率で按分して推計すると、2014年の世帯主60歳以上の高齢者世帯の年間最終消費支出額が115兆円に達しており、家計最終消費支出額の48%を占めていることが確認できる（図表1）。高齢者世帯数は今後も増加が見込まれており、国内消費全体に及ぼす高齢者世帯の影響は一層大きくなることが予想される。

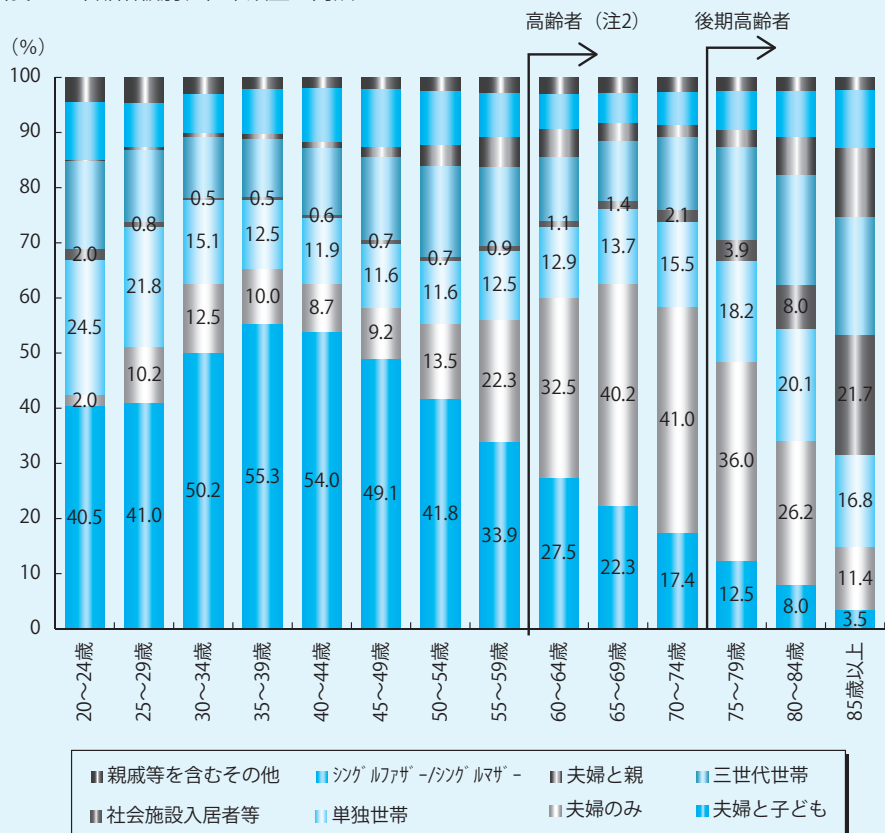
60歳以上の高齢者世帯は既に全世帯の約3割

図表1 年齢階級別世帯の最終消費支出額の動向



（出所）内閣府「国民経済計算」、総務省統計局「家計調査 家計収支編 総世帯」から大和総研作成

図表2 年齢階級別、世帯類型の内訳



(注1) 数字は年齢階級別に占める各世帯タイプの割合
 (注2) 通常、高齢者とは65歳以上人口を指すが、ここでは定年退職後に注目するため、60歳以上を高齢者としている
 (注3) 社会施設入居者等には、病院・療養所の入院者も含まれる
 (注4) 親戚等を含むその他は、夫婦の兄弟姉妹と同居したり、叔父叔母と同居する例などを含む
 (出所) 総務省「2010年国勢調査」から大和総研作成

を占めているが、その姿は多様化している（総務省「2010年国勢調査」）。図表2が示すように、60歳以降は子どもの独立に伴い、夫婦と子ども世帯が減少し、夫婦のみ世帯が増加する。後期高齢者になる75歳以降は、夫婦のみ世帯が減少し、単独世帯や三世帯世帯の割合が増え、さらに85歳以上になると社会施設入居者等（病院・療養所などを含む）世帯の増加が目立つ。このような世帯類型の変化に伴う消費パターンの変化や世帯における有業者数の変化、また健康度合いによる働き方の変化に加え、世代特有の消費パターンなどが高齢者の消費行動に多様性をもたらしている可

能性は十分考えられる。しかし、データ上の制約もあり、現時点では高齢者の消費行動の全貌を把握することは難しい。

そこで以下では、現役を引退して主な収入が公的年金となる高齢無職世帯の消費に注目し、今後予定されている年金支給開始年齢の引き上げや実質的な年金支給額の引き下げが、高齢者世帯の消費へどのように影響するかについて、取得可能な二人以上世帯のデータを用いて検証したい。現時点において、多くの企業が定年年齢として設定している60歳以降の世帯（世帯主年齢）を高齢者世帯として捉え、可能な限り60代無職世帯と

70 代以上の無職世帯とに分けて分析を行う。さらに、高齢者が消費水準を維持するための雇用を促進するにはどのような制度面での整備が必要となるのかについても考察したい。

3 章 収入減は消費を抑制させるか

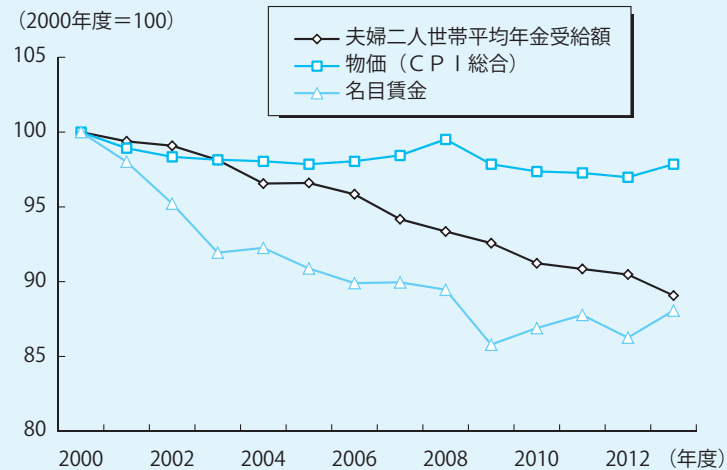
1. 勤労世帯との比較

2015 年 4 月分からの公的年金額は、物価や賃金の伸びを受けて前年度比 0.9% 増となった。額面上の受け取りは増えるが、特例水準の段階的な解消やマクロ経済スライド¹⁾による調整が実施されたため、物価や賃金の上昇率よりは年金の伸び率が抑制され、実質的な受給額は減少した。こうしたマクロ経済スライドの発動は年金財政の安定

化に必要な手段と考えられるが、一方で年金生活者の消費意欲の低下を招く懸念が指摘されている。そこで、デフレ脱却を掲げる現政権ではデフレ下でのマクロ経済スライドの適用を見送り、その分については物価上昇時にまとめて実施することを検討するなど慎重な姿勢だが、年金受給者の収入（主に公的年金の平均受給額）と消費の関係を確認すると、収入が減額しつつも消費が衰えていない様子が見られる。

図表 3 が示すように、年金受給者の夫婦二人当たりの平均年金受給額（名目）は、2000 年度以降一貫して減額している。物価水準（C P I 総合）は 2000 年度比マイナス 2 % 程度で停滞する中、2013 年度の老齢年金を受給している夫婦二人の平均年金受給月額が 2000 年度比 11 % 減と、同 12 % 減である現役世代の名目賃金（民間平均

図表 3 年金平均受給額、物価、賃金の推移



(注) 夫婦二人世帯の平均年金受給額は、夫（厚生年金平均受給額）に、妻（国民年金平均受給額）を加えた
 (出所) 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」、総務省統計局「消費者物価指数総合（全国）」、国税庁「民間給与実態統計調査—調査結果報告—」から大和総研作成

1) 超少子高齢社会の下で年金保険料を負担する現役世代に過度な負担が生じないように、現役世代の減少と高齢世代の平均余命の伸びという人口動態の変化を考慮して、年金の給付水準の伸び率を一定程度、自動的に抑制する仕組み。

給与）と変わらない水準にまで落ち込んでいる。

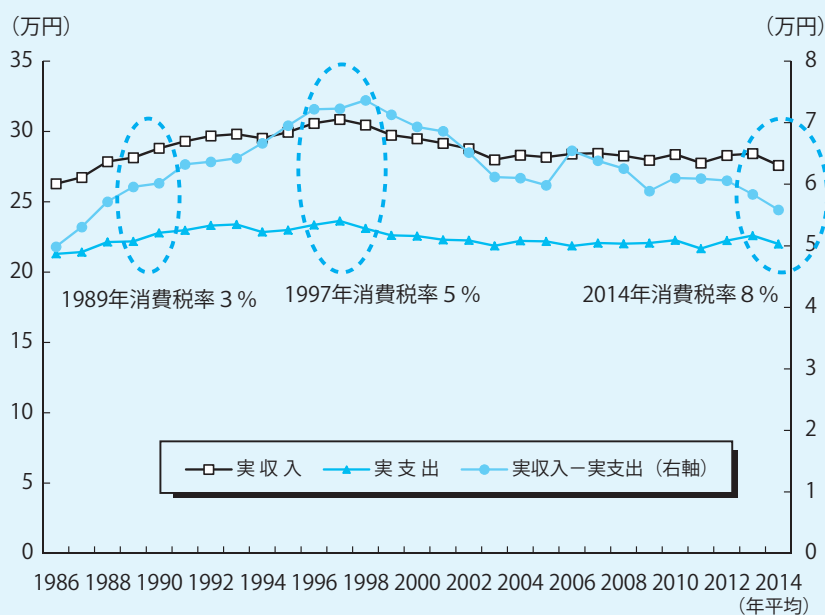
実支出²を主に勤め先収入によって賄っている勤労世帯では、このような賃金の伸び悩みに合わせ、支出を抑制することで生計を維持している（図表4）。つまり、賃金の変動に生活水準を対応させてきたのだと言えよう。二人以上の勤労世帯の実収入³は、1990年代後半にピークをつけて停滞しているが、それに合わせる形で実支出が抑制されており、一定の黒字（実収入－実支出）が維持されている。

一方、実支出を主に公的年金を中心とした社会保障給付で賄っている高齢無職世帯では、収入以上の支出を継続させている（図表5と図表6）。社会保障の給付額が増えていた90年代までは赤

字（実収入－実支出）の縮小が見られたが、それ以降は年金の減額など実収入の伸び悩みににもかかわらず実支出が徐々に増えており、赤字額が拡大している。つまり、2000年以降の約15年間は、収入の減少に合わせた生活水準の変更が図られてこなかったとも言えよう。

赤字幅については同じ無職世帯であっても60代の方が大きく、70代以上になると赤字額は半分程度に縮小しているものの、2010年前後を境に70代以上の無職世帯の赤字幅の拡大が加速している。この期間に70代以上となった世帯とは、2000年前後に60代を迎えた世帯であるが、60代無職世帯の赤字幅の拡大がちょうどその頃から始まっており、世代的に消費意欲が旺盛な傾向が

図表4 勤労者世帯、世帯一人当たり1カ月間の実収入と実支出の推移



(注1) 民間最終消費デフレーターによる実質金額。2005年価格

(注2) 世帯当たり実収入、実支出を世帯人員の平方根で除した

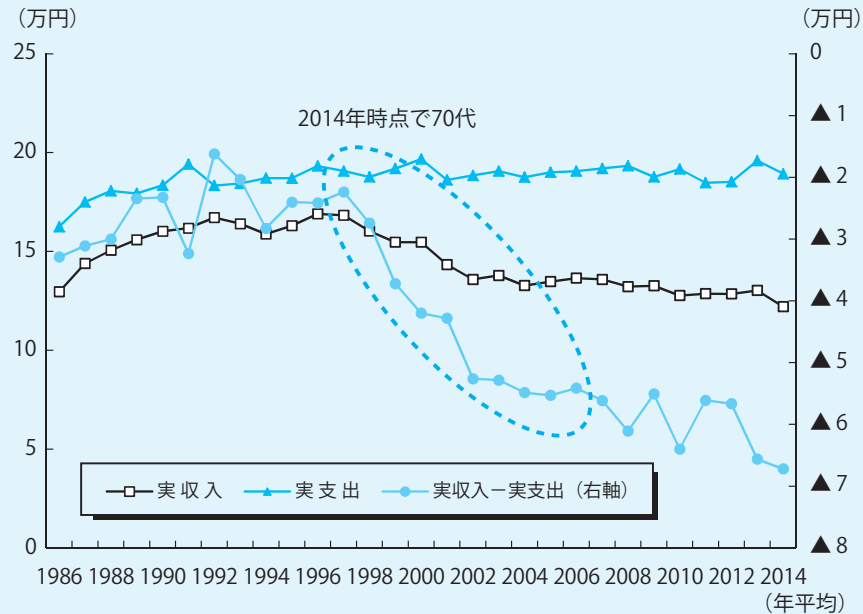
(注3) 世帯主の年齢は43.4歳～48.0歳

(出所) 総務省統計局「家計調査（家計収支編）時系列データ（二人以上の世帯）」から大和総研作成

2) 日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である「消費支出」と、税金や社会保険料などの「非消費支出」を合計した支出。

3) いわゆる税込み収入であり、勤め先収入、公的年金給付等の社会保障給付以外にも、家賃収入など、世帯員全員の現金収入を合計したもの。

図表5 60代無職世帯、世帯一人当たり1カ月間の実収入と実支出の推移

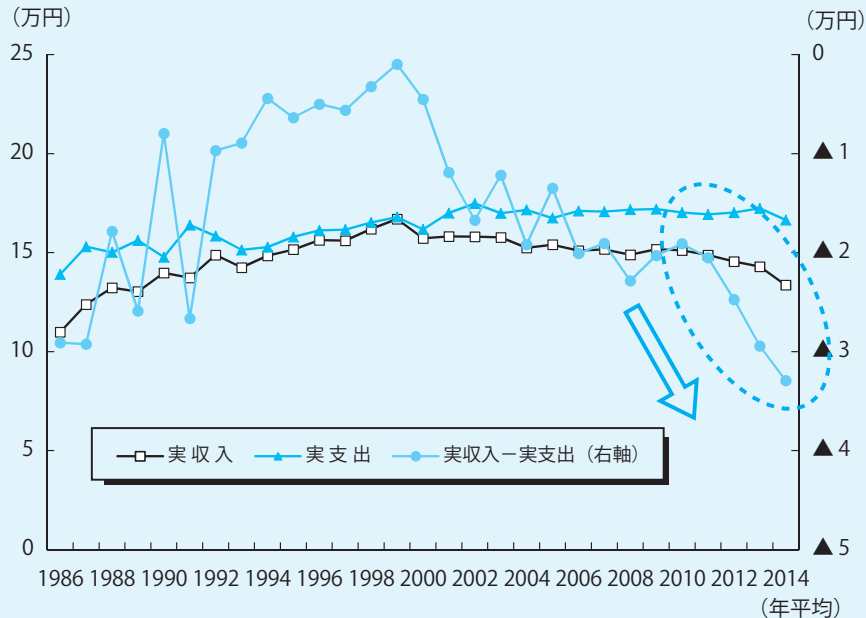


(注1) 民間最終消費デフレーターによる実質金額。2005年価格

(注2) 世帯当たり実収入、実支出を世帯人員の平方根で除した

(出所) 総務省統計局「家計調査(家計収支編) 無職世帯に関する結果(二人以上の世帯)」から大和総研作成

図表6 70代以上無職世帯、世帯一人当たり1カ月間の実収入と実支出の推移



(注1) 民間最終消費デフレーターによる実質金額。2005年価格

(注2) 世帯当たり実収入、実支出を世帯人員の平方根で除した

(出所) 総務省統計局「家計調査(家計収支編) 無職世帯に関する結果(二人以上の世帯)」から大和総研作成

あるとも捉えられよう。2014 年時点で 70 代以上の高齢者は戦前生まれであり、物心つく頃を戦後の復興期に過ごし、壮年期には高度経済成長を支えた世代である。豊かな消費が一般家庭でも可能になったことを経験している世代であるため、消費に対して積極的な世代とも言えるのかもしれない。そうした世代が高齢期を迎え、国内消費を下支えしている。

2. 年金給付は不十分なのか

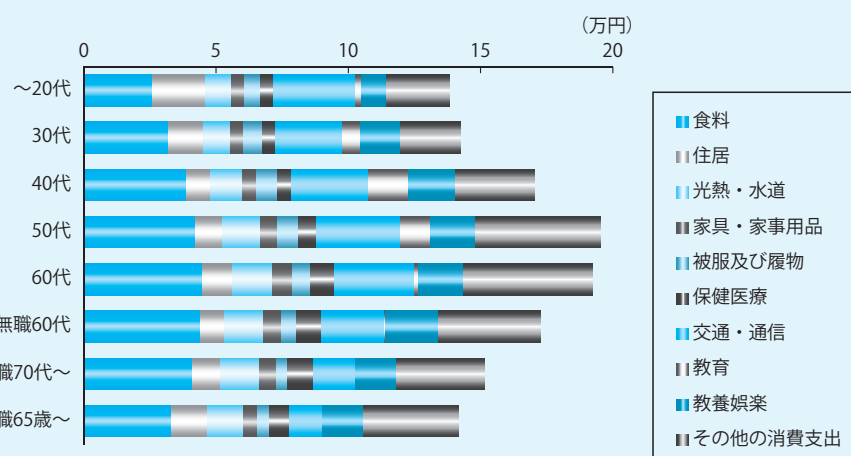
1) 高齢無職世帯の消費の中身

しかしながら、もし高齢無職世帯において実収入に合わせた生活水準の調整が行われなかった理由が、生活を支える基礎的支出⁴の割合が大きいことにあり、また、そうした消費が公的年金の受給額の減少によってほとんどカバーできなくなっているのだとすれば問題と言えるかもしれない。そこで、年齢階級別の消費について中身を確認したい。

図表 7 では、二人以上世帯の消費支出を世帯人員一人当たりで換算した消費支出総額について年齢階級別に比較しているが（2014 年平均）、無職世帯では 60 代世帯も 70 代以上の世帯も、さらに高齢の単身世帯についても、20 代や 30 代勤労世帯と同水準、もしくはそれ以上の消費支出を行っている。特に 60 代無職世帯は 40 代勤労世帯とほとんど同水準の消費支出総額となっているが、40 代勤労世帯において全体の約 1 割を占めている「教育」がほとんどない分、「保健医療」（40 代より健康保持用摂取品⁵が増える）や「食料」（同、果物・魚介類等が増える）、「その他の消費支出」⁶（同、交際費等が増える）などに多く費やしている。

全体的には、若い勤労世帯では携帯電話の通信費を中心とした「交通・通信」や「食料」「住居（主に賃料）」が支出に占める割合が大きく、無職世帯を含む高齢者世帯になるほど「食料」のほか

図表 7 年齢階級別、世帯一人当たり消費支出（1 カ月間）（2014 年平均）



（注1）世帯当たり消費支出を世帯人員の平方根で除した

（注2）無職世帯以外は勤労世帯

（出所）総務省統計局「2014年家計調査 家計収支編」から大和総研作成

4) 「家計調査」では、支出弾力性が 1.00 未満の支出項目を基礎的支出（必需品的なもの）に分類しており、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当するとしている。

5) サプリメント剤型の健康食品など、栄養成分の補給や健康増進のために用いる食品のこと。

6) 交際費や民間の医療保険料等が含まれる。

に、「その他の消費支出」や「教養娯楽」⁷などの割合が増える。

この統計からは、高齢無職世帯の消費支出総額が、勤労世帯と比較しても低い水準にあるとは言えず、また、中身についても基礎的支出項目だけでなく、それ以外の項目に対しても特に切り詰めているようにはみえない。公的年金を中心とした実収入の減額が、高齢無職世帯の生活水準の維持を困難としているわけではない様子がうかがえるだろう。

2) 2000 年との比較

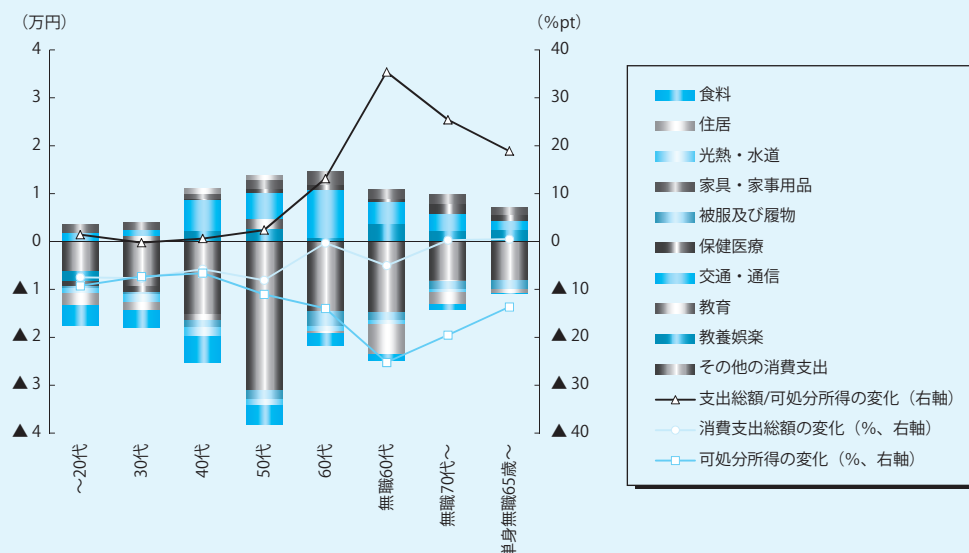
図表 8 は、2000 年から 2014 年にかけて、消費支出項目ごとの支出額の変化（実質）と、消費支出総額と可処分所得の変化、さらに可処分所得に対する消費支出総額の比率の変化について、年齢階級ごとに比較したものである。

期間中、いずれの年齢階級とも「その他の消費

支出」や「被服及び履物」の支出を抑制する一方、「交通・通信」や「家具・家事用品」の支出を増やしているが、基礎的支出項目に含まれる「食料」や「保健医療」の変化の仕方は年齢階級間で異なっている。高齢になるほど「保健医療」の支出が増加するのはやむを得ないと言えるが、「食料」の支出については、50 代以下の勤労世帯では大幅に抑制しているにもかかわらず、高齢無職世帯では微減にとどまる。

また、可処分所得に対する消費支出総額の比率の変化だが、50 代以下の勤労世帯では 2014 年も 2000 年の水準をほぼ維持しているのに対し、60 代の勤労世帯や、高齢無職世帯では消費支出の割合が増えている。約 15 年間で可処分所得が 25.2% 減と最も落ち込んだ 60 代無職世帯の消費支出総額の変化は 5.0% 減とほとんど変化させていないため、支出総額／可処分所得の上昇が目立つ。

図表 8 世帯一人当たり 1 カ月間の消費支出の変化（2000年平均→2014年平均）



(注1) 世帯当たり消費支出を世帯人員の平方根で除した
(注2) 無職世帯以外は勤労世帯
(注3) その他の消費支出の実質化には、消費者物価指数の諸雑費を用いた
(出所) 総務省統計局「2014年家計調査家計収支編」「消費者物価指数」から大和総研作成

7) バック旅行を中心とした教養娯楽サービス等が含まれる。

3. 高齢無職世帯が生活水準を維持している手段

可処分所得の変化に伴って支出をコントロールしている勤労世帯とは異なる高齢無職世帯の消費だが、その消費を支えている要因の一つとして貯蓄の取り崩しがあるようだ。特に無職60代世帯では、実支出全体の約4割を預貯金引出等によって補っており、影響が大きい（図表9）。無職70代以上の世帯でも全体の約2割を預貯金引出等から補っているが、2000年に60代を迎え始めた頃の無職世帯（2014年の無職70代以上の世帯）についても、預貯金引出等の割合が全体の約2割であるので、この世代の貯蓄取り崩しのパターンは年齢が上がってもあまり変化してこなかったのかもしれない。

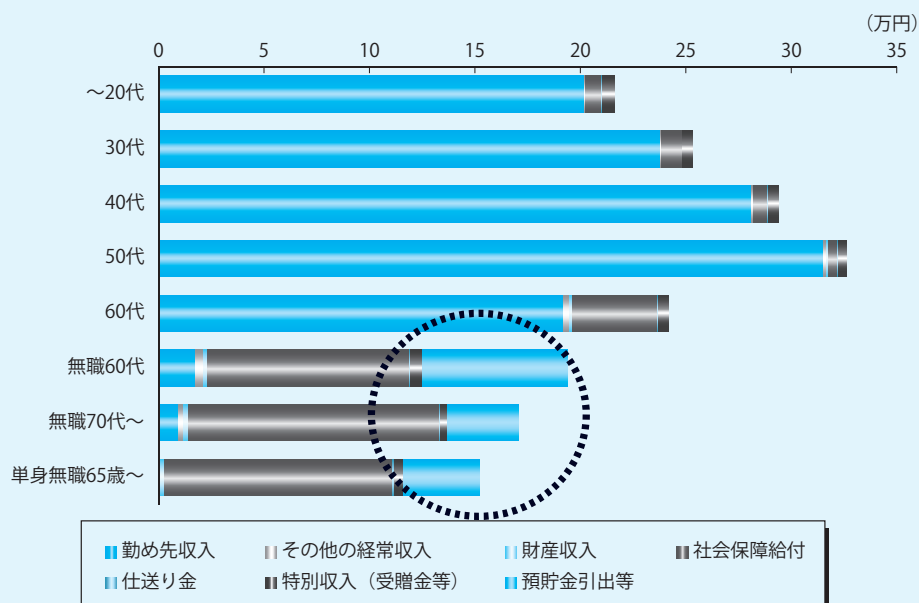
「住宅・土地」の負債がほとんどなくなる60歳以上無職世帯の金融資産は、世帯人員一人当た

り1,400万円前後と、60歳未満勤労世帯の3倍近い規模であり、こうした貯蓄からの取り崩しは高齢者の消費を大いに支えていると言えよう。

また、高齢無職世帯の金融資産は足元の株高の影響を受けて、一層拡大している可能性が高い。図表10が示すように、無職世帯も勤労世帯も、全体の6割以上を預貯金が占めているものの、有価証券の占める割合が60歳未満勤労世帯では10%前後にとどまるのに対し、60歳以上の無職世帯では15～20%程度と比較的高い水準にあるからである。

株高を受けて、高齢無職世帯の金融資産が拡大している様子を示したのが図表11だが、2002年から2014年にかけて全体的に高貯蓄世帯と低貯蓄世帯の割合が増えている中、高貯蓄世帯では60代以上の世帯が増加している。もちろん高齢世帯数そのものが増加していることなども影響しているだろうが、金融資産4,000万円以上の60

図表9 年齢階級別、世帯一人当たり実収入+預貯金引出等（1カ月間）

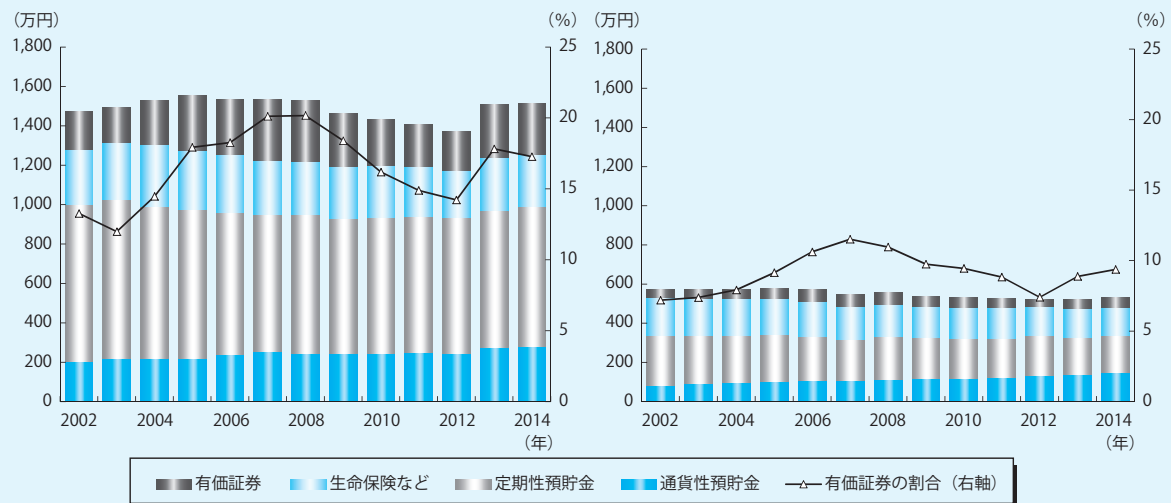


(注1) 世帯当たり実収入を世帯人員の平方根で除した

(注2) 無職世帯以外は勤労世帯

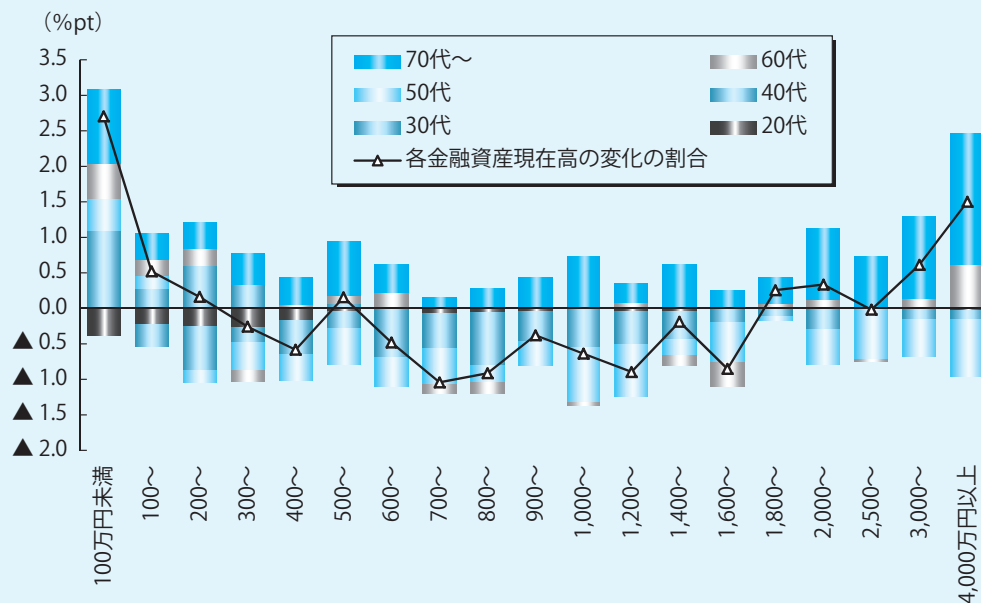
(出所) 総務省統計局「2014年家計調査家計収支編」から大和総研作成

図表10 金融資産の内訳と有価証券の割合（左：60歳以上無職世帯、右：60歳未満勤労世帯）



(注) 世帯当たり金融資産現在高を世帯人員の平方根で除した
 (出所) 総務省統計局「2014年家計調査 貯蓄・負債編 二人以上の世帯」から大和総研作成

図表11 金融資産現在高階級別、各年齢階級世帯が占める割合の変化 (2002年→2014年)



(出所) 総務省統計局「家計調査 貯蓄・負債編 二人以上の世帯」から大和総研作成

代以上の世帯は、同期間中、全世帯に占める割合を約 2.5 % pt 増加させている。

しかしその一方で、金融資産 100 万円未満の低貯蓄世帯については 30 代～ 50 代世帯の割合が 1.5 % pt 増加しているだけでなく、60 代以上

世帯の割合も 1.5 % pt 増えている。つまり、同じ高齢者世帯であっても、金融資産を拡大させた高貯蓄世帯と金融資産をほとんど保有しない低貯蓄世帯との二極化が進んでいる様子である。

4. 貯蓄増や収入増で増加する消費支出項目とは

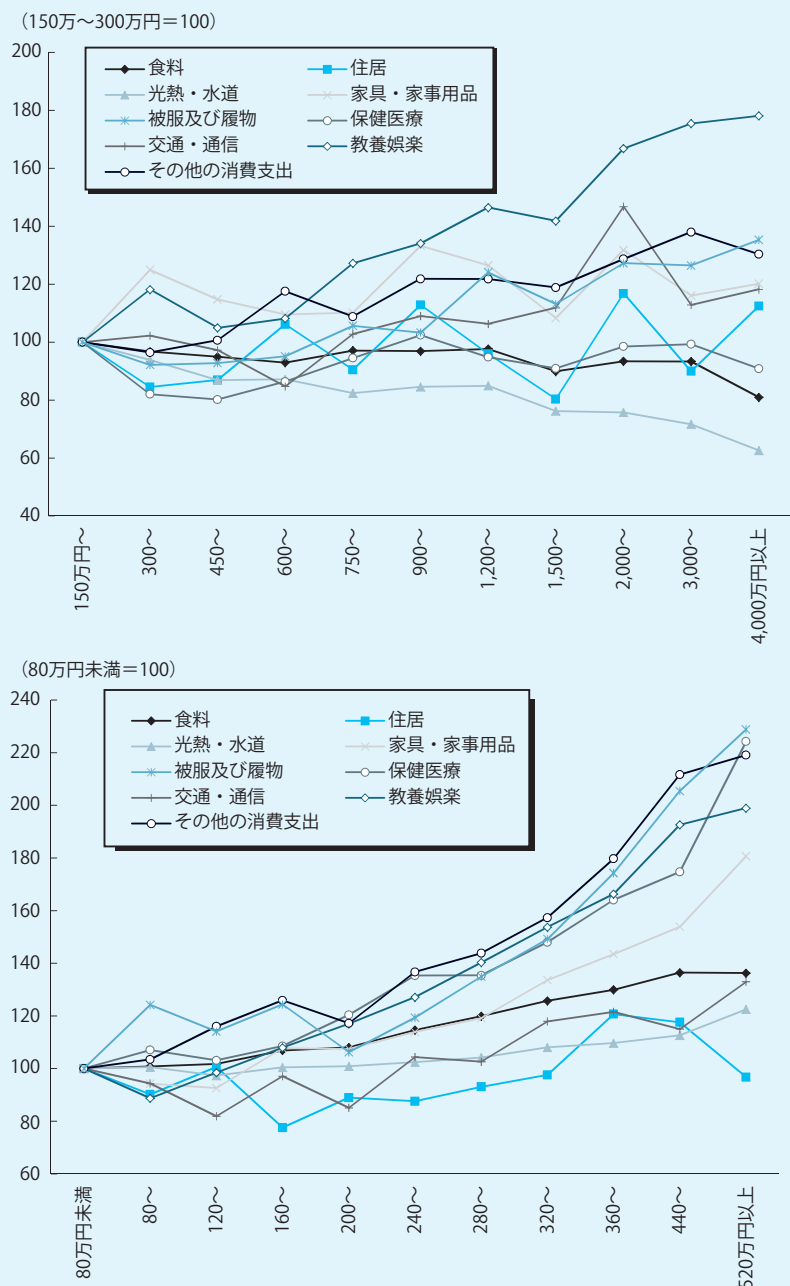
図表 12 は、高齢無職世帯の保有金融資産の状況や年金収入による消費への影響を見たものである。

図表 12（上）の貯蓄現在高 150 万～300 万円世帯を基準としたとき、基礎的支出項目に含まれる「食料」や「光熱・水道」「住居」は、貯蓄の差によって大きな消費の差とはなっていないが、貯蓄が増加するほど可処分所得の影響を除いても、「教養娯楽」「被服及び履物」「その他の消費支出」など、基礎的支出項目以外の消費支出が増えている。「住居」については、貯蓄の多い世帯ほど設備修繕・維持に関する消費が増加するが、貯蓄の少ない世帯では家賃・地代の占める割合が大きく、設備修繕・維持と比較して義務的な支出だと言えよう。

また、図表 12（下）の公的年金・恩給受給 80 万円未満を基準とし

たケースでも、基礎的支出項目に含まれる「住居」や「光熱・水道」「食料」などは高所得世帯と比較しても大きな差となっていないが、「その他の消

図表 12 無職世帯の消費支出の差
（上：貯蓄現在高階級別、下：公的年金・恩給受給額階級別）



（注1）無職世帯の世帯主平均年齢は70.8歳
（注2）教育については、金額自体が少ないため除外した
（注3）貯蓄現在高階級別のグラフ（上）では、年金給付等の可処分所得の影響を除去するため、各貯蓄現在高階級の消費支出（150万～300万円対比）を各階級における可処分所得（150万～300万円対比）で基準化した
（出所）総務省統計局「平成21年全国消費実態調査」から大和総研作成

費支出」や「被服及び履物」「教養娯楽」など選択的な支出項目は差が拡大している。「保健医療」については、公的年金・恩給受給階級で見た場合、差が拡大する項目になっているが、「診療代」以外の「人間ドック料」や「マッサージ料」「健康保持用摂取品（サプリメント）」など、より選択的支出については受給階級が上がるほど増加している可能性がある。

5. 選択的支出については年金給付だけでは不十分

これらの統計から、高齢無職世帯の消費動向は、金融資産の保有状況や公的年金等による可処分所得から影響を受けており、ある意味当然ではあるが、貯蓄が増加するほど、また年金給付が増えるほど消費が拡大する傾向にある。ただし、そこで増加が目立つのは選択的支出であり、「食料」や「住居」「光熱・水道」といった基礎的支出は大きく変化していない。

前掲図表7や図表9から示されるように、高齢者の生活を支える基礎的支出については現在の公的年金給付によってある程度カバーされていると言え、低貯蓄・低年金の高齢無職世帯を除けば、今後予定されている年金給付の実質的な減額が早急に問題となることはないものと思われる。その一方で選択的支出については、貯蓄の取り崩しや年金給付の減額によって減少していく可能性がある。そのため、充実した消費水準を維持するには、高齢者が自ら公的年金以外の収入源を確保していくという姿勢が必要になるだろう。

4章 高齢者雇用

1. 年金支給開始までの生活費

予定されている年金給付の実質的な減額が短期的に問題化することはないものの、年金支給開始年齢の引き上げについては、高齢者の消費生活に大きく影響を及ぼす可能性があると考えられる。

厚生労働省「平成26年就労条件総合調査」によると、2014年時点で定年制を定めている企業割合は93.8%（前年93.3%）であり、そのうち年齢を「一律に定めている」企業割合が98.9%（同98.4%）、「職種別に定めている」企業割合が0.7%（同1.2%）となっている。この定年制を「一律に定めている」企業のうち、81.8%が60歳を定年年齢としており⁸、国内では多くの企業が60歳定年制を採用している。従って、65歳までの5年間の消費支出を補足する分の貯蓄の積み立て、または収入の確保が重要であろう⁹。

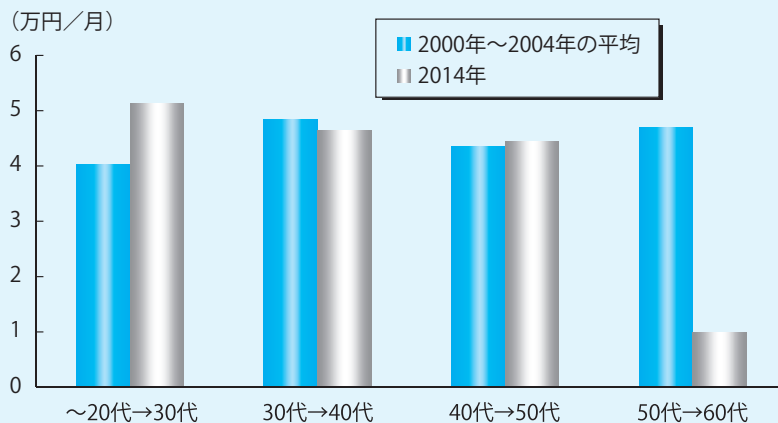
そこで、現役時代（特に壮年期）に十分な貯蓄を行っているかどうかを見るため、勤労世帯の過去15年間の金融資産の純増額について年齢の変化に伴う増加を確認すると、50代以下の世帯では純増額（毎月の黒字額）が4～5万円／月程度のまま、ほとんど変化していない（図表13）。

原因の一つには、近年、賃金カーブが緩やかとなるフラット化が進んでいることがあるだろう（図表14）。20～24歳の賃金を100としたとき、賃金カーブのピークである50～54歳の賃金は1990年～1994年平均では357もあったが、2014年には287に減少している。50代世帯では世帯一人当たりの消費支出総額が最も多く、金

⁸ 65歳以上としている企業割合は15.5%にすぎない（厚生労働省「平成26年就労条件総合調査」）。

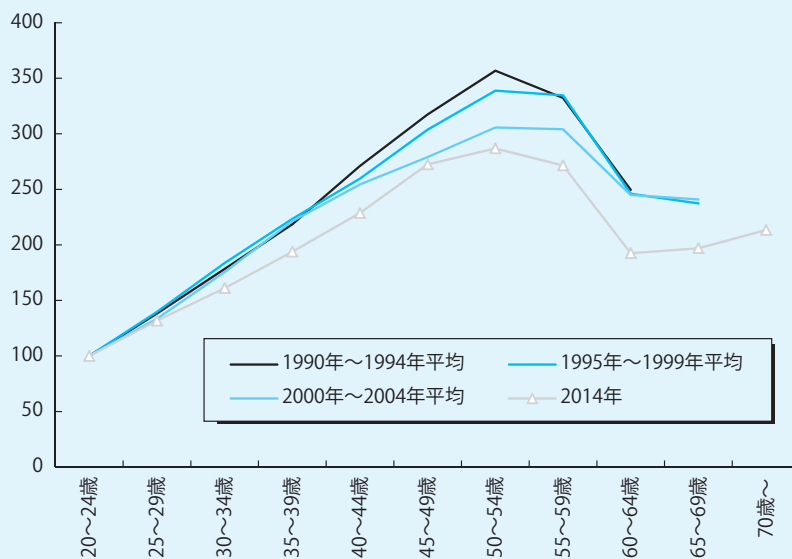
⁹ 実際には老齢基礎年金の支給開始を60歳からとする繰り上げ受給なども選択肢となるだろうが、繰り上げ期間に応じて年金額は減額される。

図表13 世帯一人当たりの実質金融資産純増額の変化
(2000年～2004年の平均→2014年)



(注1) 世帯当たり金融資産を世帯人員の平方根で除した
(注2) 民間最終消費デフレーターによる実質金額。2005年価格
(出所) 総務省統計局「2014年家計調査家計収支編」から大和総研作成

図表14 年功賃金カーブ (20～24歳=100)



(注1) 大卒・大学院卒の男性一般労働者の賃金を使用
(注2) 民間最終消費デフレーター（2005年基準）による調整済
(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から大和総研作成

融資産純増額はほとんど増えていない。そのため賃金カーブのフラット化が顕著に見られる壮年期以降については、現時点で得られている金融資産の純増額の積み立てが、そのまま高齢期の貯蓄に結びつく可能性が高い。

金利やインフレ等の経済状況の変化を無視した機械的な計算だが、世帯主が40歳の世帯で毎月5万円の黒字を計上した場合、60歳の定年時には1,200万円の金融資産になる（40歳以前の貯蓄の積み立てを0円と仮定）。65歳の年金支

給開始までの5年間の消費支出が17万円／月であれば（2014年の無職60代世帯の実績値を使用）、そこから1,020万円の貯蓄の取り崩しとなり、65歳以降の消費支出を補う貯蓄残高は残りの180万円となる。男性の平均寿命（2013年時点で80.21歳）までは残り15年間もあり（女性であれば平均寿命86.61歳までと、さらに6年以上も延びる）、豊かな老後生活を送ろうと考え、年金給付の不足分を補うならば、心もとない貯蓄高であるだろう。

2. 高齢者世帯が就労した場合

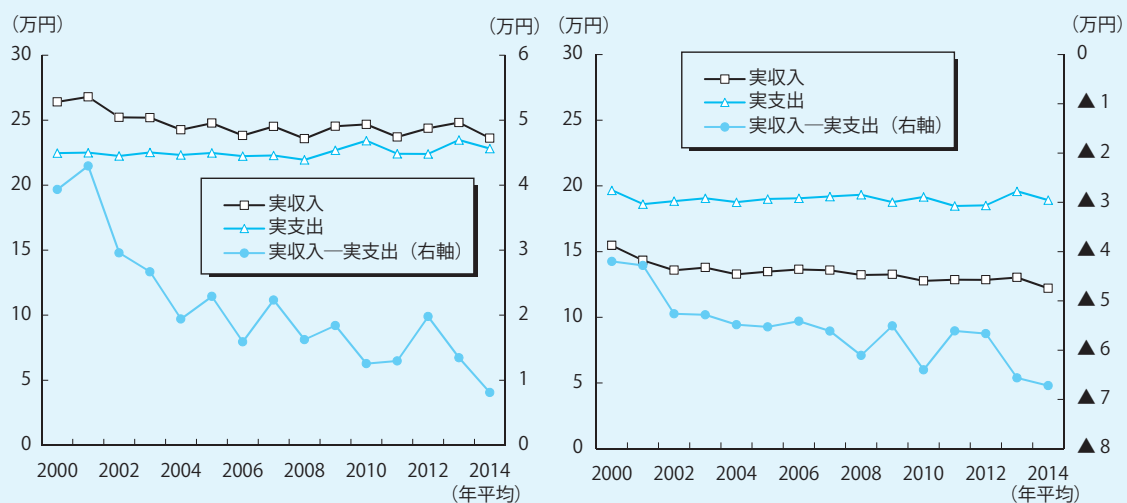
そこで、例えば前期高齢者のような健康で就労可能な期間¹⁰においては就労の継続によって、高齢者自ら、所得を補うことなどが考えられる。図表15は、60代世帯の勤労世帯（左）と無職世帯（右）の世帯一人当たりの実収入と実支出の推移を見たものだが、足元では減少傾向にあるものの、

勤労世帯の実収入は無職世帯よりも4割超増加し、月1～2万円程度の黒字を計上している。さらに、実支出についても2割程度増えており（「その他の消費支出」や「被服及び履物」などが増加）、より豊かな消費水準を維持している様子がうかがえる。

1) 年金支給開始年齢の引き上げと就業の関係

健康寿命¹¹が男性で70.42歳、女性で73.62歳（2010年時点）に上昇している現実を踏まえると、高齢者を65歳で一律に区切る必然性がなくなっており、意欲のある高齢者はフルタイムでもパートタイムでも働くという選択肢があるだろう。60歳以上の就業率は上昇基調にあるが、その背景には、当然ながら生きがいを感じ就業意欲が高いというポジティブさだけでなく、生活のためにやむを得ず働き続けるというネガティブさの面もある。

図表15 60代世帯の世帯一人当たり1カ月間の実収入と実支出の推移（左：勤労世帯、右：無職世帯）



(注1) 民間最終消費デフレーターによる実質金額。2005年価格

(注2) 世帯当たり実収入、実支出を世帯人員の平方根で除した

(出所) 総務省統計局「家計調査（家計収支編）」から大和総研作成

10) 介護を必要とせず、日常生活に制限がないといわれる期間を意味する「健康寿命」は、男性で70.42歳、女性で73.62歳（それぞれ2010年時点）に上昇している。

11) 10) 参照

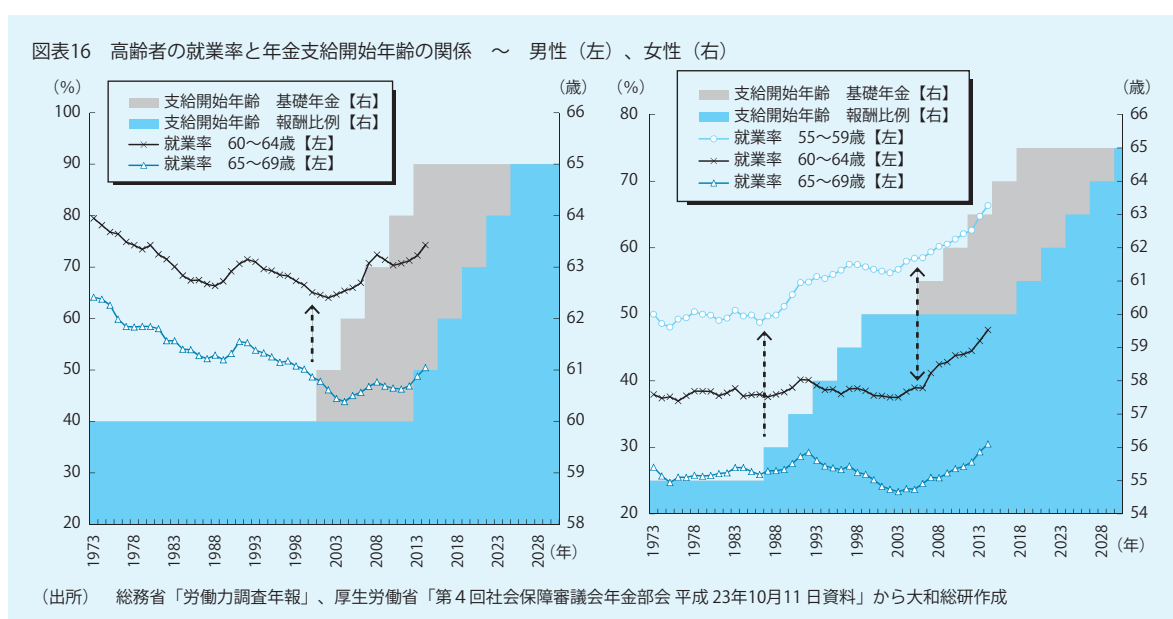
後者の要因の一つとして、先述した年金支給開始の後ずれが想起されるが、図表 16 が示すように、今はその段階的引き上げ過程の真ただ中にある。具体的には、厚生年金の定額部分（基礎年金）の支給が既に 65 歳に移行した男性の場合、報酬比例部分についても前々年より支給開始が後ずれし、2015 年は 61 歳からになる。一方、女性は基礎年金の引き上げ最中であり（2015 年は 64 歳支給開始）、報酬比例部分の引き上げ開始は 3 年後である。

次に、1970 年代以降の厚生年金の支給開始年齢の変化と影響を受ける世代の就業率（＝就業者／15 歳以上人口）の関係を見ると、低下トレンドにあった 60～64 歳の男性の就業率は開始年齢引き上げに合わせて底打ちし、2003 年から上昇に転じている。また、65～69 歳の就業率も下げ止まって 2012 年からは 3 年連続で上昇し、直近は約半数が何らかの形で働いている。

同様に、女性の場合、1987 年から支給開始年齢が 55 歳から段階的に 60 歳に引き上げられたが、それまで約 50% で横ばいだった 55～59 歳

の就業率は 80 年代後半から上昇し続けて、2014 年には 66% に達した。さらに、60～64 歳も 2000 年代後半から上昇し始めている。この間 20 年のタイムラグがあったことから、就業意欲の高まった世代がシフトしたという構造変化よりも、開始年齢の引き上げが就業を促す誘因になった可能性が大きいとみられる。このように、男女問わず、制度変更の影響を受ける年齢層の就業率が顕著に上昇してきた。

なお、農業や自営業者の比率といった産業構造の変化や社会保障制度の充実を考慮すると単純な比較は難しいだろうが、現在のように高齢化が進んでいなかった 1970 年代の方が、今よりも 65 歳以上の就業率が高かったという事実がある。当然ながら働いている数自体は今の方が多く、1970 年代（1973～79 年平均）の 65 歳以上の就業者数が約 250 万人だったのに対して、2013～14 年には約 640 万人に増えている。しかし、65 歳以上の男性の就業率を見ると、1970 年代の約 43% に対してこの 10 年間は 28～29% にとどまったままである。上昇傾向にある 65～



69 歳でも、1970 年代の約 61% を大きく下回っている。

日本の年金支給開始年齢の段階的引き上げに関しては、決定から実際の開始、そして完了までの期間の長さが指摘される。具体的には、基礎年金と報酬比例部分に分けて実施することで計 25 年かけて、さらに女性の開始が男性よりも 5 年遅れることから、65 歳の支給開始が完全に実施されるまでに 30 年を要するという計画である。

欧米の他の G 7 諸国は開始年齢を 67 ～ 68 歳にさらに引き上げ始めている現状に加え、一段と厳しさを増す財政状況を踏まえれば、日本も他の動きに追随する可能性は高いとみるべきだろう。むしろ、現段階で次の方針が決定していないのは、日本の高齢化スピードが他よりも速いことを考えると悠長すぎるかもしれない。調整に長い時間がかかるだけ目先のコスト抑制効果は限定的になり、将来世代への負担の先送りになる。再引き上げをどれだけ早くスタートして完了させるかが、世代間の負担のバランスを取る上では重要になってくる。

裏返せば、ちょうど制度変更の過渡期に当たる高齢者（いわゆる団塊ジュニアが 60 代）にとっては、受け取れたであろう分の手当てを考えなければならない。十分な貯蓄を保有し働く必要のない恵まれた人を除けば、これまでのように、受給時期の後ずれに合わせて何らかの形で働く割合も高まると予想される。従って、高齢者の就労環境の整備は、支給開始年齢の再引き上げには必須の前提と言えよう。

2) 60 ～ 64 歳の労働環境

2014 年の 60 歳以上の就業者数は 1,200 万人

を上回り、15 歳以上の就業者全体に占める割合は 2 割弱（65 歳以上は 10.7%）と過去最高を更新している。既に日本の労働市場の大きな担い手の一つになっているが、ここでは、年金支給開始の段階的な引き上げに現実に直面している 60 ～ 64 歳の労働環境を確認する。

前述したように、60 ～ 64 歳の就業率は足元で上昇しており、2014 年には 60.7% と同年齢層の 5 人のうち 3 人が働いている格好である。特に男性は 74.3% と 1970 年代後半以来の高水準に達する。また、雇用されている者を正規・非正規で区別すると、60 ～ 64 歳の非正規の職員・従業員は役員を除いた同年齢層全体の 64.4% を占め（65 歳以上は 73.1%）、年々その比率は高まっている¹²。就業者全体でも非正規比率は 37.4% と上昇しているが、60 歳以上の非正規化が全体を押し上げており、男性の場合、非正規の約 4 割は 60 歳以上である。

60 ～ 64 歳の非正規 253 万人の雇用形態の内訳は、パート・アルバイトが 55.7% と過半数を占める他、嘱託が 19% と他の年齢層に比べて割合が高い。労働力調査では、嘱託は“労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託社員」又はそれに近い名称で呼ばれている人”と定義されており、定年退職後に一定期間再雇用されているという現状を反映しているものとみられる。

実際、男性に限ると、役員を除いたベースの 55.5% が非正規の職員・従業員であるが、そのうち 3 分の 1 は嘱託である（パート・アルバイトは約 3 割）。これに対して、60 ～ 64 歳の女性の非正規比率は 76.5% と高く、その 8 割はパート・アルバイトに就いている。このように、60 ～ 64

¹² 就業者は、雇用者の他に自営業主と家族従業者に分類される。60 ～ 64 歳の場合、自営業主と家族従業者の合計の割合は就業者全体の約 2 割を占め（65 歳以上では 4 割弱）、60 歳未満の 1 割弱を大きく上回っている。

歳の就業状態に注目すると、男性の方が60歳未満の時点よりも急激に非正規化が進む一方、男女では非正規の内容に差異が見られる。

3) 人手・人材不足の中で期待される高齢者

政府は成長戦略のポイントの一つに雇用制度改革・人材力の強化を謳っており、新たな担い手として、女性や外国人材、若者と並んで、高齢者の活用を挙げている。つまり、元気な高齢者には、経済・社会を様々な面で支える側に回ってほしいという期待がある。

2013年6月に発表した成長戦略「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」では、高齢者（60～64歳）の就業率を、2012年の57.7%から2020年までには65%に引き上げるという目標が掲げられたが、2013年には58.9%、2014年には60.7%と順調に高まっている。また、高齢者の活用という観点から、生産年齢人口の範囲を広げて制度設計をするべきとのアイデアも出ている¹³⁾。

人手不足（量的なイメージ）が懸念されている現状では、大卒の就職内定率が大幅に上昇するように若年層と高齢者がバッティングする可能性は低いだろう。ただ、短期的に景気が減速した場

合、あるいは企業がスキルを求める人材不足（質も加味したイメージ）の様相になった場合、元気な高齢者が多い分、結果として、スキルの点で劣る若年層が、労働市場の中の競争ではじき出される場面も出てこよう。

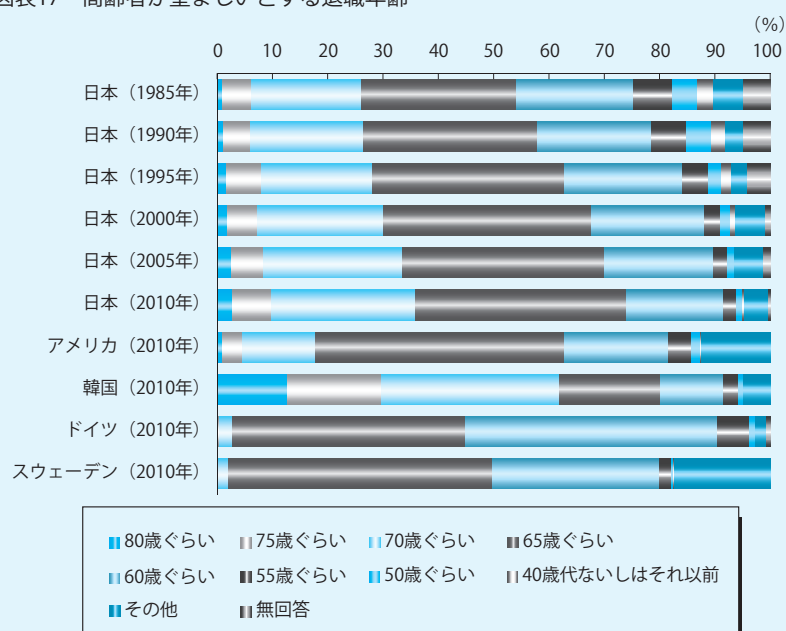
3. 高齢者の雇用を阻むもの

1) 高年齢者雇用安定法で企業が選択した措置

図表17は、60歳以上の男女に対して、望ましい退職年齢についてアンケートをした国際比較だが、日本の高齢者は「65歳ぐらい（38.3%）」に次いで「70歳ぐらい（26.2%）」までの就労希望が多く（2010年）、就労意欲が高い。

さらに、こうした意欲のある高齢者の割合が

図表17 高齢者が望ましいとする退職年齢



（出所）内閣府「平成22年度 第7回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査結果（全体版）」から大和総研作成

13) 例えば、経済財政諮問会議の下に設置された「選択する未来」委員会が2014年5月にまとめた中間整理「未来への選択」では、「70歳まで働く人（「新生産年齢人口」）と捉え直し、仕事や社会活動に参加する機会を充実させていく」と明記していた。

年々増加していることに加え、年金財政の健全化を図る政府は、年金支給開始年齢の引き上げに伴う高齢者雇用の環境整備を進めているが、状況は難航している。

2012年に改正された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下、高年齢者雇用安定法）では、65歳までの継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止するなどして雇用確保措置の強化を図り¹⁴、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年制の廃止——のいずれかの措置を講じるよう義務付けている。その結果、全体の98.1%の企業が措置を実施したが、選択した措置の内訳は、① 15.6%、② 81.7%、③ 2.7%——ほとんどの企業が②を採用している（厚生労働省「平成26年『高年齢者の雇用状況』集計結果」）。

2) 賃金カットが誘因する自発的な引退

多くの企業が選択する②の継続雇用制度の導入は、それまでと同じ雇用形態のまま定年を延長するのはとは異なり、一度正社員としての契約を終了し、非正規社員として再契約することも含んでいる。そのため、「業務内容の大幅な変更、賃金カットや労働時間の短縮も容易である。高年齢者雇用安定法は継続雇用者の雇用条件についての具体的な規定を設けていないので、あえて劣悪な条件を提示することで『自発的な』引退を促すことも可能である」との指摘がある¹⁵。実際、55～

69歳の男女7,000人を対象としたアンケート調査¹⁶によると（以下の質問事項については定年経験のある60～64歳層の調査結果）、定年到達時に継続雇用されなかった（しなかった）理由について、「基準不適合以外の理由で継続雇用を希望しなかった」（48.9%、定年経験のある者の15.6%）や「継続雇用の基準に合致しないと思い、希望をしなかった」（10.4%、定年経験のある者の3.3%）などと、半数近くが継続雇用を「希望をしなかった」と回答しており、「自発的な」引退であったことを意味している。

「自発的な」引退を選択したことについて最も多く挙げられた理由は「継続雇用後の賃金が安すぎるから」（25.4%）であり、定年到達時の賃金と比べた減少幅が男性の場合には「30～50%未満」（35.7%）、「50%以上」（30.2%）というように（女性の場合には人によってばらつきが大きい）、大幅な賃金カットが行われ、就労意欲を奪っているようだ。

3) 企業側に高齢者を採用するメリットが少ない従来の雇用制度

こうした継続雇用後の賃金の大幅な減少の背景には、年功賃金や終身雇用制を採用してきた従来の日本の雇用制度がある。従来の雇用制度においては、企業側に定年退職後の高齢者を採用するインセンティブがなかったことが指摘できる。なぜならば、経験が重要とされる従来の業務では、労働者に長年当該企業で働いて企業特殊的な技能を

14) ただし、継続雇用制度の対象者を限定する基準を既に定めた企業については、経過措置として、基準の適用年齢までの継続雇用が認められている。その場合、希望者全員が65歳までの継続雇用対象となるのは2025年度以降となる。

15) 近藤絢子〔2014〕「雇用確保措置の義務化によって高齢者の雇用は増えたのか—高年齢者雇用安定法改正の政策評価」『日本労働研究雑誌 2014年1月号（No.642）』、独立行政法人 労働政策研究・研修機構

16) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 調査シリーズ No.94「高年齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」（2012年3月）

習得してもらう必要があり、そのための労働者に対するインセンティブとして、壮年期に生産性を上回る賃金を提供する必要があったからである。

こうした仕組みでは、労働者が定年直前にならないと、若年時に生産性以下の賃金を甘受してきた（労働者にとっての）コストが回収できないため、長年、当該企業で働くインセンティブが生まれるのである。しかし、年功賃金や終身雇用制では定年退職時にそれまで企業に貢献してきた生産性の累計とそれに要した費用（賃金）の累計の収支尻が清算されてしまい、企業側が高齢者をさらに継続雇用するインセンティブが生まれず、高齢者雇用が進まなかったのである（ただし、これはあくまで企業の雇用されている雇用者の話であり、自営業者や農業従事者はその限りではない）。

2012年の法改正以前ではあるが、民間企業に対して高齢者雇用の課題についてのアンケート調査¹⁷を行っているが、「特に課題はない」の回答が28.5%と最も多かったものの、以下、「高年齢社員の担当する仕事を自社内に確保するのが難しい」が27.2%、「管理職社員の扱いが難しい」が25.4%、「定年後も雇用し続けている従業員の処遇の決定が難しい」が20.8%、「人件費負担が増す」が16.1%と続くなど、いずれも背景には、定年退職時の賃金が継続雇用を希望する高齢者の生産性と乖離してしまっていることがあるようだ。

4) 生産性に応じた賃金システムの構築が急務

しかし近年においては、経験が必要とされるキャッチアップ型の経済構造が、日本の置かれた

経済環境にそぐわなくなっている。むしろ、イノベーションの重要性が増し、創造性を発揮しやすい新しい雇用システムの構築が求められている。そうした時代には終身雇用制で蓄積される知識や経験を重視して継続雇用するインセンティブが薄れるため、各労働者の生産性に応じた賃金を提示していく方が合理的な雇用システムといえるだろう。実際、近年では賃金カーブが以前よりも緩やかになっていることから（前掲図表14参照）、どの年齢でも生産性に近い形での賃金の提示が行われつつあるものと推察される。

こうした日本の雇用システムの変遷を踏まえると、高齢者についても同様に、生産性に応じた賃金の提示が適正に行われれば、定年退職後の賃金が定年直前の水準から大幅に減少することではなく、継続雇用時の就労意欲が妨げられることもないだろう。こうした制度面の整備が、年金制度の改正と同時に並行で進められることが求められよう。

5章 まとめ

現在の高齢無職世帯では、基礎的支出を基本的には十分賄う水準である公的年金の給付に加え、金融資産からの取り崩しがあるため、低貯蓄・低年金の高齢無職世帯を除けば、短期的には年金給付の実質的な減額が大幅な消費抑制に結びつく可能性は少ないだろうと思われる。

ただし、インフレが進むなど年金給付の実質的な減額が長期化するほか、年金の支給開始年齢が引き上げられれば、高齢無職世帯の消費にも影響すると考えられる。また、長期にわたり実質賃金

17) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 調査シリーズ No.67 「高齢者の雇用・採用に関する調査」（2010年6月）

の低下が影響してきた現役世代では、高齢期に至ったときの年金支給額が現在の高齢者よりも少なく、さらに十分な貯蓄が備えられないケースもあると予想される。

そのため、選択的支出を含む充実した生活水準を維持するには、高齢者が自ら就労を継続するなど公的年金以外の収入源を確保していく姿勢が必要になる。医療や介護についても負担能力のある高齢者に負担を求める応能負担の原則が適用されつつあるが、高齢期の豊かな消費生活においてもまた、応能負担の自助で対応していく時代を迎えたのだと言えよう。

そこで、高齢者が可処分所得を得ていく主な手段となる雇用の継続を妨げる年功賃金や終身雇用制といった従来の雇用制度については、一層の見直しを進め、高齢者を含む全ての年齢において生産性に応じた賃金の提示が行われるような雇用システムの整備が急務だと考える。その上で、後期高齢者のように就労が難しくなる期間には、顕在化した長寿リスクに対応するため、公的年金の減額を制限するといった制度設計についても議論される必要があるのかもしれない。

[著者]

石橋 未来 (いしばし みく)



経済調査部
研究員
担当は、日本経済（中期予測）、
経済構造分析

溝端 幹雄 (みぞばた みきお)



経済調査部
主任研究員
担当は、日本経済（中期予測）、
経済構造分析

近藤 智也 (こんどう ともや)



経済調査部
シニアエコノミスト
担当は、日本経済（中期予測）、
経済構造分析、米国経済